資料１－２

暫定税率等の適用期限の見直し

令和８年 11 月 20 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1	**暫定税率の適用期限の検討**

Ⅰ．経緯

基本税率が、中長期的な観点から、内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であるのに対して、暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性・合理性については、その時々の状況や政策上の必要性に応じて見直していくものとされている。こうした観点から、暫定税率の適用期間を１年とし、毎年度の関税改正において適用期限の延長・見直しを行ってきた。

今般、令和９年３月 31 日に適用期限が到来する 404 品目[1]に係る暫定税率について、その後の取扱いを検討する必要がある。

Ⅱ．検討の考え方

Ⅱ．１．延長の必要性

適用期限の到来する暫定税率については、国内産業保護との関係、消費者等の利益確保との関係、国際交渉との関係を考慮しながら、品目ごとに延長の必要性・合理性を検討する。

〈国内産業保護との関係・消費者等の利益確保との関係〉

関税率は、国内生産者が求める産業保護と安価な輸入品の供給による消費者等の利益を考慮して定められる側面を有している。

例えば、関税割当品目については、一定の数量を超える輸入に対して基本税率等を適用し国内生産者の保護に必要な水準を維持する一方で、同数量までは基本税率等を下回る水準の暫定税率を適用し、消費者等への安価な輸入品の供給を確保している。また、関税と調整金等を合わせた水準を一体的なものとして国際的に譲許されている品目は、国内の生産者支援に係る財源である調整金等を徴収するため、暫定税率によってＷＴＯ協定上譲許されている水準等を下回る水準の関税率が設けられており、国内生産の状況等を踏まえた上で税率を定めることが求められる。

〈国際交渉との関係〉

ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目及び国家貿易品目については、一定の輸入数量まで無税又は低税率での市場アクセス機会を提供するとの

[1] 本資料における品目数は関税暫定措置法に規定する税細分の数（令和８年度現在）。令和９年度の品目数について、他の改正事項等の影響による変動があり得る。

ＷＴＯ協定上の要請に基づき、暫定税率が設けられている。また、ウルグアイ・ラウンド等における関係国との協議の結果、国定税率により税率引下げを行うこととなり、ＷＴＯ協定上譲許されている水準等を下回る水準の暫定税率が定められている品目もある。

こうした品目について暫定税率の取扱いを検討する際は、ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉を含む国際交渉の状況を注視する必要がある。

II. ２．暫定税率の廃止及び基本税率への移行の適否

暫定税率の廃止及び基本税率への移行を検討する際には、従来、その時々の状況や政策上の必要性に応じて見直しを行うべき場合に、暫定税率として税率を定めてきた点に留意する必要がある。例えば、毎年定める一定数量に限り無税又は低税率を適用する関税割当等の制度を実施するための場合、国際交渉の注視を要する場合、政策上の必要性が変わり得る場合等に、暫定的な性格を認めてきた。

II. ３．適用期間

暫定税率は常に見直しを行うべきとの考え方からは、適用期間は１年とすることが考えられる。毎年度、その時々の国内産業保護や消費者等の利益の確保の必要性、国際交渉との関係等を踏まえて見直しを行うべき場合には、引き続き適用期間を１年とすることが適当であると考えられる。

一方、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ定められてきた暫定税率が、ウルグアイ・ラウンド合意から 30 年以上が経過する中で、結果として長期にわたり延長されているなど、暫定的な性格を引き続き保持しつつ、税率水準が定着してきているものも認められる。こうした状況を踏まえ、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められる場合には、制度の予見可能性や安定性に配慮して、適用期間を１年のままではなく、複数年とすることを検討する。

適用期間を複数年とする場合の年数については、状況や政策的必要性の変化に適時に対処するため、必要なフォローアップを行えるよう設定する必要がある。制度の安定性に配慮するとともに、国際的な議論の動向を適時に捉えて検討していくため、適用期間を複数年とする場合は、ＷＴＯにおける協定税率の据置期間（ＧＡＴＴ第 28 条第１項。原則として３年に一度。）を踏まえ、期限を定めることを検討する。この考え方に立てば、令和９年度改正においては適用期限を２年延長することとなる。[2]

[2] 令和９年度以降、協定上の手続に従い譲許税率を修正する最初の機会は令和 12 年１月である。

以上の考え方の下、延長の必要性が認められる暫定税率について、その性質や制度沿革を参照しつつ、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められるかを品目ごとに検討し、適用期間を１年又は２年のいずれとするかの方向性を検討する。

III．品目ごとの検討

III．１．関税割当制度が設けられている品目

毎年定める一定数量に限り無税又は低税率を適用する関税割当制度の対象として、暫定税率が定められている品目は、現在 157 品目である。関税割当制度は、過去の関税・外国為替等審議会等において、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害などの弊害が生じないよう常に見直しを行い、一般の税率形態への移行の可能性を検討すべきものと位置付けられてきた。

関税割当制度の対象になっている品目は、大別すると、以下の２類型に分かれる。

・ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税割当制度が設けられている品目
・ウルグアイ・ラウンド合意実施前に関税割当制度を導入した品目

前者は、1994 年のウルグアイ・ラウンド合意において約束された市場アクセスを提供するため、関税割当制度が設定されているものであり、暫定税率の延長の必要性を検討する際には、国際約束の実施及び国際交渉との関係に特に留意する必要がある。暫定税率の適用期間を検討する上では、

・ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、国際交渉の状況を注視する必要があり、現在も暫定的な性格が認められること
・一方、ウルグアイ・ラウンドから 30 年以上が経過し、税率水準が定着してきていることに加え、その多くはＷＴＯ協定上譲許されている水準に等しい暫定税率を定めるものであり、税率水準の根拠が一定程度継続的であると認められること

を考慮することが必要である。品目ごとに、暫定税率の性質や設定経緯等を確認し、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められる場合には、「Ⅱ．検討の考え方」のとおり、暫定税率の適用期間を２年とすることが考えられる。

後者は、主として、消費者・需要者への安価な輸入品の供給の確保と国内産業保護との調整を図るために、関税割当制度が設定されている。暫定税率の延長の必要性を検討する際には、国内産業、国内需要、国際市況等の動向を随時把握し、制度趣旨に照らして適切な措置となるよう適時に反映していく必要性が高い。暫定税率の適用期間についても、そうした性質を踏まえて定めることが適当で

ある。

III．１．１．ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税割当制度が設けられている品目[3]

III．１．１．１．落花生

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

落花生は、バージニアタイプ、バレンシアタイプ、スパニッシュタイプ及びランナータイプの４通りに分類され、バージニアタイプは子実が大粒であることから、我が国ではこのタイプを大粒種、それ以外のタイプを小粒種と呼ぶことが多い。用途としては、大粒種は主に煎り豆に、小粒種は豆菓子等の加工原料として使用されている。

本品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、平成７年度に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は３品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	726 円/kg	10%	枠内：10% （枠外：617 円/kg）

令和７年度の輸入額は 77 億円であり、主な輸入相手国は中国、米国、アルゼンチンである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

関東地域等の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から、農業経営上重要な位置付けにある。

生産性や競争力の強化のため、耐病性や収量性に優れた新品種の導入や、収穫機等の導入による省力化の取組が行われているが、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

（参考１）落花生：国産品価格 680 円/kg、輸入品価格 282 円/kg（令和７年度）

※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

需要面では、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、バターピーナッツや

[3] 以下の品目については、本節において整理することとする。
・ウルグアイ・ラウンド合意実施前に、関税割当制度が導入されたが、現行措置は同合意に基づいている皮革・革靴。
・ウルグアイ・ラウンド合意実施前に、関税割当制度が導入されたが、でん粉と併せて検討することが適当であるコーンスターチ用とうもろこし。
・脱脂粉乳に係る暫定税率のうち、学校給食用及び飼料用（関税割当制度の対象であるが、国家貿易制度の対象ではない。）の枠外税率として設定されている暫定税率。

豆菓子等の原料となる本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考２）国内生産量（落花生）：1.3 万トン（令和７年度）
輸入量（落花生）：2.8 万トン（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

現行制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく譲許水準と等しい税率を規定しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、暫定税率の取扱いを検討する際は、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、国際交渉の状況を注視する必要がある。

適用期間については、このようなＷＴＯ協定との関係等に鑑みれば、本品目の暫定税率は、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められるため、制度の安定性に配慮して適用期間を複数年とし、令和９年度改正では適用期限を２年延長することが考えられる。

(3)改正の方向性

落花生については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要がある。また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長することが適当ではないか。

そのうえで、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められることから、暫定税率の適用期間を２年とすることが適当ではないか。

III．１．１．２．豆類

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

豆類とは、大豆、落花生及び緑豆を除いたえんどう、小豆及びいんげん豆等の豆類を総称している。本品目は、餡、菓子原料、煮豆等の原料として多岐に渡って使用されている。

本品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、平成７年度に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は９品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	417 円/kg	10%	枠内：10% （枠外：354 円/kg）

令和７年度の輸入額は 122 億円であり、主な輸入相手国はカナダ、中国、米

国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

豆類は、北海道の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から農業経営上重要な位置付けにある。生産性向上と競争力強化のため、耐病性や機械収穫適正に優れる新品種や省力化に資する収穫機等の導入が行われているが、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

（参考１）小豆：国産品価格 480 円/kg、輸入品価格 242 円/kg（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

需要面では、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、餡や菓子等の原料となる本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考２）国内生産量（小豆・いんげん）：5.1 万トン（令和７年度）
輸入量（豆類（枠内））：5.8 万トン（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

現行制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく譲許水準と等しい税率を規定しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、暫定税率の取扱いを検討する際は、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、国際交渉の状況を注視する必要がある。

適用期間については、このようなＷＴＯ協定との関係等に鑑みれば、本品目の暫定税率は、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められるため、制度の安定性に配慮して適用期間を複数年とし、令和９年度改正では適用期限を２年延長することが考えられる。

（３）改正の方向性

豆類については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要がある。また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長することが適当ではないか。

そのうえで、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められることから、暫定税率の適用期間を２年とすることが適当ではないか。

III．１．１．３．こんにゃく芋

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

こんにゃく芋は、多年生の植物で２～３年かけて肥大した地下茎から精粉が作られ、主にこの精粉を原料として、板こんにゃくや糸こんにゃく等が製造されている。

本品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、平成７年度に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は１品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	3,289 円/kg	40％	枠内：40％ （枠外：2,796 円/kg）

令和７年度の輸入額は 0.02 億円であり、主な輸入相手国は中国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

こんにゃく芋は、群馬県をはじめとした北関東の中山間地域等における主要な農産物であり、これを荒粉・精粉へ加工し、こんにゃく製造業者に販売する加工業とともに、地域経済における重要な役割を果たしている。

農業機械の導入による労働時間の削減や販売額の増加、製粉歩留まりが高い品種の導入による生産性の向上等の取組が行われているが、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

（参考）こんにゃく芋：国産品価格 2,365 円/kg、輸入品価格 1,098 円/kg（令和７年度）

※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

需要面では、こんにゃく製品の原料となる本品目を安価に供給する必要がある。特に、沖縄においては、従来より、消費されるこんにゃく製品の大部分を輸入されたこんにゃく芋から製造している。

現行制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく譲許水準と等しい税率を規定しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、暫定税率の取扱いを検討する際は、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、国際交渉の状況を注視する必要がある。

適用期間については、このようなＷＴＯ協定との関係等に鑑みれば、本品目の暫定税率は、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められるため、制度の安定性に配慮して適用期間を複数年とし、令和９年度改正では適用期限を２年延長することが考えられる。

（３）改正の方向性

こんにゃく芋については、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要がある。また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長することが適当ではないか。

そのうえで、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められることから、暫定税率の適用期間を２年とすることが適当ではないか。

III．１．１．４．乳製品（脱脂粉乳、バター、ホエイ等）

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

乳製品は、カルシウム等の栄養素や吸収率に優れた食品であり、脱脂粉乳、バター、ホエイなど、様々な物品がある。生乳を元に遠心分離により乳脂肪分を分離することでクリーム（生クリームやバターの原料）や脱脂粉乳が製造され、酵素を加えて凝固したものを分離することでチーズの原料やホエイが製造される。乳製品は製品特性上可逆性があり、脱脂粉乳、バターから、ほぼすべての乳製品を製造することが可能であることから、一部の製品の供給が乳製品全体の需給に影響を及ぼす可能性がある。

本品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、平成７年度に関税割当制度が導入された。暫定税率は 67 品目に設けられており[4]、主な関税率は次のとおり。

例：バター（0405.10-121）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	35％及び 1,159 円/kg	枠内：35％	枠内：35％ （枠外：29.8％及び 985 円/kg）

令和７年度の輸入額は 505 億円であり、主な輸入相手国はニュージーランド、シンガポール、オランダである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

北海道においては酪農が冷涼・広大な土地を活用できる主要な産業である

[4] 学校給食用及び飼料用脱脂粉乳（関税割当制度の対象であるが、国家貿易制度の対象ではない。）の枠外税率として設定されている暫定税率２品目を含む。これらの枠外税率は、枠内の暫定税率に対応する形で設定されており、一体の取扱いが適当であると考えられるため。

一方で、大消費地から遠く、生乳の輸送にコストがかかるため、保存が利く乳製品向け生乳の主たる供給地として発展し、地域経済を支える重要産業として大規模な乳製品工場が集中して立地している。

乳製品は保存が利く一方、輸入品と競合し取引価格が生産コストを下回っているため、再生産が可能となるよう政府が一定の支援を実施している。

バターや脱脂粉乳等については、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

（参考１）生乳の仕向け先（令和７年度）
牛乳等向け：378 万トン、乳製品向け：357 万トン
※　出所　牛乳乳製品統計（速報値）
（参考２）乳価（取引価格）（令和７年度）
牛乳等：145 円/kg、バター・脱脂粉乳等：94 円/kg、チーズ：86 円/kg
※　出所　農林水産省畜産局牛乳乳製品課調べ

生乳の生産・需要は、天候の変動等の影響により不安定化しやすいため、保存性の高い乳製品は需給調整弁の機能を有しており、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、安定的に供給する必要がある。

（参考３）国内の生乳生産量：740 万トン（令和７年度）
輸入乳製品：417 万トン（令和７年度）（生乳換算数量）
※　出所　農林水産省畜産局牛乳乳製品課調べ

現行制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく譲許水準と等しい枠内税率を規定しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、暫定税率の取扱いを検討する際は、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、国際交渉の状況を注視する必要がある。

適用期間については、このようなＷＴＯ協定との関係等に鑑みれば、本品目の暫定税率は、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められるため、制度の安定性に配慮して適用期間を複数年とし、令和９年度改正では適用期限を２年延長することが考えられる。

（３）改正の方向性

乳製品については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生乳生産者を保護するとともに、乳製品を消費者に対して安定的に供給する必要がある。また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率を延長することが適当ではないか。

そのうえで、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継

続的であると認められることから、暫定税率の適用期間を２年とすることが適当ではないか。

III.１.１.５. 皮革、革靴

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

皮革とは、牛、馬、羊、やぎ等の皮をなめし剤で処理したものであり、本品目には染色・塗装等の工程を経たもの等が含まれる。革靴は、甲又はその一部が革製の履物であり、スポーツ用のもの及びスリッパは除く。

本品目はガット理事会（当時）における勧告等を踏まえ、昭和 61 年に輸入割当制から関税割当制度に移行した。その後、ウルグアイ・ラウンドにおいて更なる関税の引下げ交渉がなされ、現行制度はウルグアイ・ラウンド合意に基づくものとなっている。現在、暫定税率は 51 品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：牛革（染着色）（4107.91-211）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	60%	13.3%	枠内：13.3% （枠外：30%）

例：革靴（6403.99-013）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	60%又は 4,800 円/足のうちいずれか高い税率	21.6%	枠内：21.6% （枠外：30%又は 4,300 円/足のうちいずれか高い税率）

令和７年度の皮革の輸入額は 12 億円であり、主な輸入相手国はブラジル、米国、トルコである。同年度の革靴の輸入額は 138 億円であり、主な輸入相手国はイタリア、米国、ベトナムである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

国内の皮革産業及びその最大のユーザーである革靴産業は、中小・小規模事業者が大部分を占め、経営基盤は極めて脆弱であり、国際競争力も乏しい。また、輸入品については、近年、欧州、中国からの輸入に加え、カンボジア、バングラデシュ等のＬＤＣ（後発開発途上国）諸国からの無税による低価格のものが国内シェアを伸ばしている状況である。

経済産業省においては、国内皮革産業の持続的発展や国際競争力の強化に向けて、国内皮革産業のあるべき姿と行動目標・ロードマップを 2025 年４月に公表し、消費者や社会のニーズを踏まえた高付加価値製品の開発や、皮革関

連産業のバリューチェーン全体での取組を支援する等、2032 年頃までの行動目標を掲げ、官民一体となり、2040 年頃のあるべき姿の実現に向かって取り組んでいくこととしている。

需要面では、一定数量の範囲内において革製品や輸入革靴の材料となる本品目を安価に供給する必要がある。

現行制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく譲許水準と等しい税率を規定しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、暫定税率の取扱いを検討する際は、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、国際交渉の状況を注視する必要がある。

適用期間については、このようなＷＴＯ協定との関係等に鑑みれば、本品目の暫定税率は、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められるため、制度の安定性に配慮して適用期間を複数年とし、令和９年度改正では適用期限を２年延長することが考えられる。

（３）改正の方向性

皮革・革靴については、国内皮革産業の持続的発展や国際競争力の強化に向けて、経済産業省による支援が行われているものの、現在、国内の皮革産業及び革靴産業は、国際競争力に乏しい状況であるところ、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、輸入皮革を原料に生産される製品や輸入革靴を消費者に対して安価に供給する必要がある。また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長することが適当ではないか。

そのうえで、暫定税率を定めている背景や税率水準の根拠等が一定程度継続的であると認められることから、暫定税率の適用期間を２年とすることが適当ではないか。

III．１．１．６．でん粉・コーンスターチ用とうもろこし

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

でん粉は、麺類やインスタント食品、片栗粉、ビール等の原料として使用されるほか、糖化用（異性化糖（清涼飲料、調味料の原料）製造の原料等）にも使用される。また、食料品の他にも、製紙、段ボール、建材、医薬品（輸液糖、錠剤）等多くの用途に使用されており、国民生活に不可欠なものである。

でん粉には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、平成７年度に関税割当制度が導入され、コーンスターチ用とうもろこしには、昭和 40 年に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は 14 品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：マニオカでん粉（1108.14-010）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	140 円/kg	無税	枠内：25% （枠外：119 円/kg）

例：コーンスターチ用とうもろこし（1005.90-091）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	50%又は 12 円/kg のうちいずれか高い税率	無税	50%又は 12 円/kg のうちいずれか高い税率

令和７年度の輸入額は 1,277 億円であり、主な輸入相手国は米国、タイ、ブラジルである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

ばれいしょやかんしょは、生食用に加えて、国産でん粉の原料としても使用される。

ばれいしょは、北海道の畑作地帯において輪作体系を構成する基幹作物の一つであり、地力を維持し、連作障害を回避する観点から農業経営上極めて重要な位置付けにあり、でん粉原料用ばれいしょは、北海道におけるばれいしょの最大の仕向け先となっている。

かんしょは、南九州には稲作に不向きなシラス台地が広く分布している中で、代替のない基幹作物となっている。でん粉原料用かんしょは、生産量の約２割が仕向けられている。

いずれについても生産性向上や省力化のため、新品種の導入や工場再編を行い、国際競争力を向上させる取組を行っているが、国産いもでん粉及びでん粉原料用いも産業は、小規模・零細な事業者や生産者によって営まれていること、また、我が国には国土条件等の制約があることから、国産品は輸入品（コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチ等）と比較して高価な状況である。そのため、でん粉の価格調整制度の下、内外コスト格差を是正するため、輸入品から調整金を徴収するとともに、これを財源として、でん粉原料用いも生産者及び国産いもでん粉製造事業者に対し交付金を交付することにより、生産者所得の確保及び製造事業者の経営安定が図られている。

（参考１）ばれいしょでん粉：国産品価格 139 円/kg、輸入品価格 159 円/kg（令和６年度）

かんしょでん粉：国産品価格 217 円/kg、輸入品価格 76 円/kg（令和６年度）

※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

需要面では、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考２）国内生産量：14 万トン
輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチ：200 万トン
輸入でん粉：16 万トン
※　令和７でん粉年度見込み
※　出所　農林水産省農産局地域作物課調べ

でん粉の現行制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき市場アクセス機会を提供するため関税割当制度を設定するとともに、特定の用途に供するものの枠内税率を減免する措置の維持についても、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議において合意されており、今後も引き続き実施する必要がある。また、コーンスターチ用とうもろこしの現行制度は、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、工業用とうもろこしとして、関税割当制度の下で一定の無税枠数量が合意されており、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。加えて、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

でん粉の暫定税率は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき市場アクセス機会を提供するため関税割当制度を設定しているものの、特定の用途に供するものにおいて、その暫定税率はＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い税率を規定しており、ＷＴＯ協定の内容を直接実施する性質のものではない。また、コーンスターチ用とうもろこしの暫定税率は、上述のような国内政策上の要請及び関係国との協議結果に基づき関税割当制度を実施するため、枠内税率としてＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い税率を規定している。これらを踏まえれば、本品目の暫定税率は、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

（３）改正の方向性

でん粉・コーンスターチ用とうもろこしについては、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、国産いもでん粉の生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、国際的な合意を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III．１．１．７．蒟・生糸

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

繭は、家蚕が蛹になるときに、糸状の絹タンパクを吐きながら体の外側に形成した包被で、主に生糸の原料となる。生糸は、家蚕の繭糸を何本か抱合させて１本の糸条にしたもので、主な用途は、着物等の衣服であり、寝具、インテリア、工芸品、食品、化粧品、医療用資材等にも使用される。

両品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、繭は平成７年度に、生糸は国家貿易制度の対象外となった平成 20 年度に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は２品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

繭（5001.00-010）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	2,968 円/kg	無税	枠内：140 円/kg （枠外：2,523 円/kg）

生糸（5002.00-217）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	8,209 円/kg	無税	枠内：7.5％ （枠外：6,978 円/kg）

令和７年度の輸入額は 13 億円であり、主な輸入相手国は中国、ブラジル、タイである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

現在、養蚕は関東、東北地方を中心に小規模な産地が残るのみであり、群馬県が繭生産量の約３割を占める状況である。このような中、国内蚕糸業の再生と持続的発展に向けて、業界関係者が一体となって生産コストを適切に反映した合理的な繭価格及び生糸価格を実現するため、消費者に対して国産生糸の歴史的・文化的背景を紹介すること等を通じて、国産生糸の価値に適切な評価を得ることなどの取組が進められている。また、和装以外の新たな需要として、繊維用途（ウォッシャブルシルク、ウイッグ等）、非繊維用途（化粧品、食用のシルクパウダー等）の開発・製品化が行われており、これらの取組によるシルクの需要拡大が図られている。

輸入繭・生糸は着物等の衣服や化粧品等の原料となるものであり、消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考１）輸入量（繭）：2.4 トン　輸入額（繭）：11 百万円（令和７年度）
輸入量（生糸）：122 トン　輸入額（生糸）：1,348 百万円（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

両品目の現行制度は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき市場アクセス機会を提供するため関税割当制度を設定しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

両品目は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき市場アクセス機会を提供するため関税割当制度を設定しているものの、その暫定税率はＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い税率を規定しており（絹織物業への安価な原料供給等を目的として平成８年度改正において措置）、ＷＴＯ協定の内容を直接実施する性質のものではないことから、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

（３）改正の方向性

繭・生糸については、国産品だけでは国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、本品目や本品目を原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III．１．２．ウルグアイ・ラウンド実施前に関税割当制度を導入した品目

III．１．２．１．とうもろこし（コーンスターチ用を除く。）

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

とうもろこしは、飼料用として使用されるほか、酒類、コーンフレーク、コーングリッツ等の原料に使用されている。

配合飼料用以外の特定の用途に供する輸入とうもろこしには、でん粉（コーンスターチ）製造への横流れを防ぎつつ、需要者への安価な供給確保を図るため、昭和 40 年度に関税割当制度が導入された。その後、単体飼料用（丸粒）については、平成３年度の牛肉輸入自由化を受け、自家配合飼料として使用する場合に枠内税率を無税とする関税割当制度が平成７年度に導入された。現在、暫定税率は３品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：とうもろこし（丸粒）（1005.90-095）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	50％又は 12 円/kg のうちいずれか高い税率	無税	50％又は 12 円/kg のうちいずれか高い税率

令和７年度の輸入額は 148 億円であり、主な輸入相手国は米国、ブラジル、インドである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

とうもろこしは、でん粉（コーンスターチ）の原料にもなるため、飼料用等として低関税で輸入されたとうもろこしが、国産いもでん粉と競合するコーンスターチ用に流用された場合、北海道及び南九州の基幹作物である国産いもでん粉の生産者の生産基盤を毀損することが懸念される。そのため、関税割当制度等によって低関税が適用される輸入数量を管理するとともに、コーンスターチの横流れ防止措置を講ずる必要がある。

とうもろこしは日本では生産が少なく、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、本品目を消費者に対して安価に供給する必要がある。

また、とうもろこしは自家配合飼料の原料にも使われており、暫定税率を設定することで、安価に自家配合飼料を製造しようとする畜産経営者に対し、低廉かつ安定的に飼料原料を供給することが可能となる。これにより、飼料費が４～７割を占める畜産経営の生産コストを低減させることにつながり、消費者への安定した価格での畜産物の供給に寄与する。

酒類用及びコーンフレーク用とうもろこしの現行制度は、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、工業用とうもろこしとして、関税割当制度の下で一定の無税枠数量が合意されており、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。加えて、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目の暫定税率は、上述のような国内政策上の要請及び関係国との協議結果に基づき関税割当制度を実施するため、枠内税率としてＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い暫定税率を規定するものである。そのため、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

（３）改正の方向性

とうもろこし（コーンスターチ用を除く。）については、国内生産が少なく国内需要を賄えない中、畜産経営の生産コスト低減により、消費者への安定した価格での畜産物の供給に資すること、飼料用等として低関税で輸入されたとうもろこしが、国産いもでん粉と競合するコーンスターチ用に流用され、国産いもでん粉の生産者の生産基盤を毀損しないよう横流れ防止を図る必要があること、また、関係国との協議結果を実施する必要があることから、暫定税

率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III．１．２．２．麦芽

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

麦芽とは、麦（通常は二条大麦）の穀粒を発芽させたもので、ビール、ウイスキー等の醸造原料やパン、菓子、飲料の風味付け等に使用される。

本品目には、昭和 49 年に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は２品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	25 円/kg	無税	21.3 円/kg

令和７年度の輸入額は 477 億円であり、主な輸入相手国はカナダ、豪州、英国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

麦芽の原料であるビール大麦（二条大麦）は、栃木、佐賀、群馬や北海道で栽培されており、小麦と作期が異なることから、水稲等との二毛作を行いやすく、耕地利用率の向上や作期の分散による担い手の規模拡大が期待できるため、生産者の経営安定や土地利用型農業の活性化を図る上で重要な作物である。

麦芽の原料であるビール大麦については、生産者団体と大手ビール製造会社との契約栽培が行われている。また、大手メーカー、育種専門家及び行政機関が優良品種の育種や品質及び収量の高位安定化を目指して連携している。大麦については、ブロックローテーション（注）や営農技術及び機械の導入等による生産性向上や増産が進められているが、国産麦は年毎の生産量及び品質が安定しておらず、また、外国産と比較して生産コストが高いことから、麦芽についても、国産品は輸入品と比較して高価な状況である。

（注）「ブロックローテーション」とは、畑作物を水田で作付する際に、一定規模のブロックにまとめ、それらブロックごとに輪換を行うことで生産性を向上させるという生産方式のこと。

需要面では、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、本品目を原料として生産されるビール等を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考１）輸入量：46.0 万トン（令和７年度）

※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

また、本品目の関税割当制度の維持については、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議において合意されており、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。加えて、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目の暫定税率は、上述のような国内政策上の要請及び関係国との協議結果に基づき関税割当制度を実施するため、枠内税率としてＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い暫定税率を規定するものである。そのため、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

（３）改正の方向性

麦芽については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、これを原料として生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、関係国との協議結果を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.１.２.３. プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

ナチュラルチーズは、ミルク等に乳酸菌又は凝乳酵素を添加し、固形成分を凝固させ、液体成分のホエイを取り除いたものである。これを溶かして再形成したものがプロセスチーズである。

本品目には、国産品育成の観点から、昭和 45 年度に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は３品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	35%	無税	29.8%

令和７年度の輸入額は 228 億円であり、主な輸入相手国はニュージーランド、豪州、米国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

本品目について、生産性向上のための様々な取組が行われてきたものの、国土条件の制約等により、依然として大きな内外価格差が存在している。本品目

の関税割当制度は、国産原料の利用を要件に（国産品１に対し輸入品 2.5）一定の枠内に限り一次税率として無税が適用される仕組みであり、これにより国産原料の需要を創出し、酪農経営の安定につなげる必要がある。

本制度により、需要者に安価な輸入品を供給し、消費者が乳製品を購入する際の金銭的負担も軽減されることとなる。

また、本品目の関税割当制度の維持については、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議において合意されており、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。加えて、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目の暫定税率は、上述のような国内政策上の要請及び関係国との協議結果に基づき関税割当制度を実施するため、枠内税率としてＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い暫定税率を規定するものである。そのため、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

（３）改正の方向性

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズについては、国産原料の利用を要件とする関税割当制度により、国産原料の需要を創出し酪農経営の安定を図りつつ、需要者・消費者に安価な乳製品を供給する必要があること、また、関係国との協議結果を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III．１．２．４．無糖ココア調製品（チョコレート製造用）

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

本品目は、カカオ豆を磨砕したもの（カカオマス）に、粉乳を加えて混合した粉状のもの。ココア粉を 10%以上含有するチョコレートの製造用の調製食料品としてチョコレートの製造に必要な粉乳の代替品となる。

本品目には、チョコレート製品の関税の日米交渉による大幅引き下げ（20%→10%）への対応として、国内チョコレート製造業者の原料コスト引き下げのため、一定割合の国産粉乳の使用を要件として、昭和 63 年度に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は１品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	25%	無税	21.3%

令和７年度の輸入額は 11 億円であり、主な輸入相手国はシンガポール、オーストラリア、マレーシアである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

国内のチョコレートの製品価格は欧米と比べて安価となっている一方で、チョコレートの原料の一つである粉乳は、国産が海外産に比べ割高となっている。また、カカオ豆主要生産国の異常気象やカカオの病気のまん延による生産量の大幅減少の懸念等による原材料価格の高騰、さらに、原油価格高騰の影響による物流等のコスト上昇など、チョコレート製造業に係る諸経費が上昇し続けている。

こうした中で、関税割当制度により、一定の数量に限り国内チョコレート製造業者の安価な原料調達を可能としつつ、一定割合の国産粉乳使用を要件とすることで、国内の畜産業保護と製造業者の国際競争力強化の両立が図られている。

（参考１）無糖ココア調製品（輸入）：951 円/kg（令和７年度）
国産全粉乳：1,011 円/kg（令和７年度）
輸入全粉乳（チョコレート原料用）：670 円/kg（令和７年度）
※　出所　国産品：農林水産省「乳製品の大口需要者向け価格」全粉乳（税抜）
輸入品：財務省「貿易統計」
無糖ココア調製品（関税番号：1806.20-210）
輸入全粉乳（関税番号：0402.21-132、0402.21-142）

チョコレートは、菓子市場の中でトップシェアとなっている食品である。本制度を通じ安価な原料供給を確保することで、消費者は国内で生産されるチョコレートを安価に購入することができる。

本品目の暫定税率は、上述のような国内政策上の要請に基づき関税割当制度を実施するため、枠内税率としてＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い暫定税率を規定するものである。そのため、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

(3)改正の方向性

無糖ココア調製品については、安価な原料調達を可能にすることで国内チョコレート製造業者の競争力を強化するとともに、生産される製品を消費者に対して安価に供給し、更に一定割合の国産粉乳使用を要件とすることによる国内の畜産業の保護を図る必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III．１．２．５．トマトピューレー・トマトペースト

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

トマトピューレー及びトマトペーストは、トマトを破砕して搾汁し、又は裏ごしし皮、種子等を除去した後濃縮したものであり、加工用トマトから製造され、トマトジュース、トマトケチャップ及びトマトソース等の原料として使用される。

本品目には、トマトケチャップ等のトマト加工品の自由化により海外の安価なトマト加工品の輸入が増加することにより、国産加工原料用トマトの生産維持に支障が生じることが懸念されたこと等から、トマト加工品の自由化時期である平成元年に、国内のトマト加工メーカーの原料対策として関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は１品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	20％	無税	16％

令和７年度の輸入額は 14 億円であり、主な輸入相手国は中国、トルコ、ウクライナである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

国産加工用トマトは、農家と加工品製造事業者との契約栽培が行われており、茨城県、北海道、長野県を中心に比較的冷涼な地域で生産され、夏期における安定した収入が見込まれる作物として農家経営の安定に寄与している。

トマト加工品製造事業者は、契約栽培農家の拡大を進めるとともに、収穫機械の普及に取り組んでいるものの、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

（参考１）トマトケチャップ：国産品価格 578 円/kg、輸入品価格 220 円/kg（令和７年度）

※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

需要面では、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、トマトケチャップ・ソース等の原料となる本品目を安価に供給する必要がある。

（参考２）国内生産量（加工用トマト）：2.3 万トン（令和７年度）

輸入量（トマトピューレー・トマトペースト）：0.9 万トン（令和７年度）

※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

また、本品目の関税割当制度の維持については、ウルグアイ・ラウンドにお

ける関係国との協議において合意されており、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。加えて、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目の暫定税率は、上述のような国内政策上の要請及び関係国との協議結果に基づき関税割当制度を実施するため、枠内税率としてＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い暫定税率を規定するものである。そのため、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

（３）改正の方向性

トマトピューレー及びトマトペーストについては、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、これを原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、関係国との協議結果を実施する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III．１．２．６．パイナップル缶詰

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

パイナップルは、熱帯地方に多く栽培される植物で、果肉は黄色又は黄白色で多汁、甘酸適度で爽快な味を持っている。調製品としては缶詰に使用される。

本品目には、パイナップル缶詰の輸入自由化への対応として、パイナップルが沖縄の地域農業にとって基幹的な作物となっていること、その生産量の多くが缶詰に仕向けられていること等を考慮し、沖縄パイナップル農家の経営の安定を図るため、パイナップル缶詰の自由化時期である平成２年度に関税割当制度が導入された。現在、暫定税率は２品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	39 円/kg	無税	33 円/kg

令和７年度の輸入額は 63 億円であり、主な輸入相手国はフィリピン、タイ、インドネシアである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

パイナップルは、沖縄本島北部の強酸性土壌に適した数少ない作物であり、本島北部、石垣島等で栽培され沖縄農業の基幹作物の一つであるとともに、缶

詰等の加工産業も含めた地域経済において重要な位置を占めている。

国内においては、パイナップル栽培の省力化、土壌の改良、優良種苗の増殖普及等による単収の向上、品質の改善を図り生産性の向上が進められているものの、タイなどの主要輸出国との生産コスト等の格差により、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。また、本品目は関税割当制度において、国産品の購入を条件に輸入品の割当てを実施し、国産品の安定的な供給が図られている。

（参考１）国産品（パイナップル缶詰）：385 円/３号缶当たり（令和７年度）
輸入品（パイナップル缶詰）：146 円/３号缶当たり（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

需要面では、国産品は高価であり、また、国産品だけでは国内需要を満たせないことから、消費者に対して安価な輸入品の供給を確保する必要がある。

また、本品目は、日米合意に基づき、平成２年に輸入自由化され、輸入割当制度から関税割当制度に移行されている。

本品目の暫定税率は、上述のような国内政策上の要請に基づき関税割当制度を実施するため、枠内税率としてＷＴＯ協定上譲許されている水準よりも低い暫定税率を規定するものである。そのため、毎年度、暫定税率と関税割当数量を一体で捉えつつ、国内産業や消費者等の状況を踏まえて検討することが適当である。

（３）改正の方向性

パイナップル缶詰については、国産品だけでは国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぐ一方で、国産品の購入を条件に輸入品の割当てを実施することにより、生産者を保護するとともに、安価な輸入品を消費者に対して供給する必要があることから、暫定税率（関税割当制度）を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III. ２．国家貿易品目

令和８年 11 月現在、国家貿易制度の対象物品は 86 品目、対応する枠外税率が 73 品目あり、本節ではこれら計 159 品目を国家貿易品目としている。

現在の国家貿易品目は、ＷＴＯ協定に基づく市場アクセス機会を提供するため、枠内の暫定税率が定められており、延長の必要性を検討する際には、国際約束の実施及び国際交渉との関係に留意する必要がある。

また、国家貿易以外の枠外輸入は高率の国境措置が課されるが、当該輸入に対

しては、ＷＴＯ協定上譲許されている税率よりも暫定税率（枠外）を低く設定し、両税率の差額の範囲で納付金等が徴収されている。暫定税率の適用期間の検討においても、上記の関税以外の制度と一体的に運用されていることを踏まえた検討が必要となる。

III.２．１．米及び米調製品

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

米は、我が国の主食で、国内で唯一自給できる穀物であり、米菓、餅、酒等の原材料としても利用される。

本品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、平成７年度以降、ミニマム・アクセス数量分に無税の輸入枠を設定。関税措置への切り替えは平成 11 年度に行われ、国家貿易制度による枠内輸入に対しては暫定税率（枠内）により無税又は低税率が適用されている。また、その他の枠外輸入については、ＷＴＯ協定上譲許されている税率と暫定税率（枠外）の差額において食糧法に基づく納付金が徴収されている。現在、暫定税率は 38 品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：精米（1006.30-010、1006.30-090）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	402 円/kg	枠内：無税 枠外：49 円/kg	枠内：無税 枠外：341 円/kg

令和７年度の輸入額は 1,020 億円であり、主な輸入相手国は米国、タイ、中国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

米は我が国の主食で、国内で唯一自給できる穀物であり、食料安全保障上重要な品目である。国内生産の保護を通じて、食料の安定的な供給が図られている。また、新たな食料・農業・農村基本計画において、国内生産量を 2023 年の 791 万トンから 2030 年に 818 万トンに増大させる計画とされており、生産性向上のための農地の大区画化やスマート農業技術導入等が進められている。一方で、国産品は輸入品に比較して高価な状況である。

現行制度は、国家貿易制度の下で、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき市場アクセス機会を提供しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目については、上述のとおり、国際約束の実施のため枠内の暫定税率が設けられており、同時に国民生活上重要な品目の需給の安定を図るため国家

貿易制度が採用されている。また、枠外部分においては納付金の徴収が行われるなど、関税以外の各種の制度と一体的に運用されている。このため、暫定税率の適用期間については、これらの他の制度との関係も踏まえて検討する必要があり、１年とすることが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

米及び米調製品については、我が国の主食であり、国内で唯一自給できる穀物として食料安全保障上重要な品目であることから、安価な輸入品が無制限に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、消費者に対して食料を安定的に供給する必要があること、また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.２.２. 麦及び麦調製品

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

小麦は主に製粉されて小麦粉になり、その小麦粉を原料としてパン、麺や菓子等が製造される。大麦は精麦され、みそや焼酎の原料として使用されている。

本品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、平成７年度以降、国家貿易制度による枠内輸入に対しては暫定税率（枠内）により無税又は低税率が適用されている。また、その他の枠外輸入については、ＷＴＯ協定上譲許されている税率と暫定税率（枠外）の差額において食糧法に基づく納付金が徴収されている。現在、暫定税率は 76 品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：小麦（飼料用以外のもの）（1001.99-019、1001.99-099）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	65 円/kg	枠内：無税 枠外：9.8 円/kg	枠内：無税 枠外：55 円/kg

例：大麦及び裸麦（飼料用のもの）（1003.90-011、1003.90-091）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	46 円/kg	枠内：無税 枠外：10.4 円/kg	枠内：無税 枠外：39 円/kg

令和７年度の輸入額は 2,944 億円であり、主な輸入相手国はカナダ、米国、豪州である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

麦は米に次ぐ我が国の重要な基幹作物であり、小麦は主に北海道において、大麦は北関東、九州北部等において生産されている。生産者においてはブロッ

クローテーション（注）や営農技術及び機械の導入等による生産性向上や増産への取組が進められているが、国産麦は年毎の生産量が安定しておらず、かつ、国産品と輸入品の間で品質面での差別化が図りにくく、輸入麦と厳しい競合関係にある。

（注）「ブロッククローテーション」とは、畑作物を水田で作付する際に、一定規模のブロックにまとめ、それらブロックごとに輪換を行うことで生産性を向上させるという生産方式のこと。

需要面では、国産の麦及び麦調製品だけでは国内需要を賄えておらず、麦を原料として生産されるパン、麺や菓子等を消費者に対して安価かつ安定的に供給する必要がある。

現行制度は、国家貿易制度の下で、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき市場アクセス機会を提供しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目については、上述のとおり、国際約束の実施のため枠内の暫定税率が設けられており、同時に国民生活上重要な品目の需給の安定を図るため国家貿易制度が採用されている。また、枠外部分においては納付金の徴収が行われるなど、関税以外の各種の制度と一体的に運用されている。このため、暫定税率の適用期間については、これらの他の制度との関係も踏まえて検討する必要があり、１年とすることが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

麦及び麦調製品については、国産品だけでは国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護する必要があること、麦を原料に生産される製品を消費者に対して安価かつ安定的に供給する必要があること、さらに、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.２.３. 指定乳製品等

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

乳製品のうち、畜産経営の安定に関する法律（畜安法）上の「指定乳製品等」（バター、脱脂粉乳、ホエイ等）は、国家貿易制度の対象となる。

本品目には、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税化に伴い、平成７年度以降、国家貿易制度による枠内輸入に対しては暫定税率（枠内）により低税率が適用されている。また、その他の枠外輸入については、ＷＴＯ協定上譲許さ

れている税率と暫定税率（枠外）の差額において畜安法に基づく売買差額が徴収されている。現在、暫定税率は45品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：バター（0405.10-110、0405.10-129）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	35%及び 1,159円/kg	枠内：35% 枠外：36%及び 290円/kg	枠内：35% 枠外：29.8%及び 985円/kg

令和７年度の輸入額は 236 億円であり、主な輸入相手国はニュージーランド、フランス、米国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

Ⅲ．１．１．４で述べたとおり、乳製品は保存が利く一方、輸入品と競合し取引価格が生産コストを下回っているため、再生産が可能となるよう政府が一定の支援を実施しており、バターや脱脂粉乳等については、国産品が輸入品に比較して高価な状況である。

また、生乳の生産・需要は、天候の変動等の影響により不安定化しやすいため、保存性の高い乳製品は需給調整弁の機能を有しており、国産品だけでは国内需要を賄えておらず、安定的に供給する必要がある。

現行制度は、国家貿易制度の下で、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき市場アクセス機会を提供しており、今後も引き続き同合意を実施する必要がある。また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目には、上述のとおり、国際約束の実施のため枠内の暫定税率が設けられており、同時に国民生活上重要な品目の需給の安定を図るため国家貿易制度が採用されている。また、枠外部分においては売買差額の徴収が行われるなど、関税以外の各種の制度と一体的に運用されている。このため、暫定税率の適用期間については、これらの他の制度との関係も踏まえて検討する必要があり、１年とすることが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

指定乳製品等については、国産品だけでは、国内需要を賄えないことに加え、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生乳生産者を保護するとともに、乳製品を消費者に対して安定的に供給する必要があること、また、ウルグアイ・ラウンド合意を実施する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III．３．調整金等の徴収のため暫定税率を設定している品目（国家貿易品目以外）

国家貿易品目のほか、砂糖類は、ＷＴＯ協定上譲許されている税率よりも暫定税率を低く設定し、両税率の差額の範囲内で調整金が徴収されている。

III．３．１．砂糖及び加糖調製品

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

砂糖は、国民の摂取カロリー全体の約８％を占める重要品目とされ、菓子以外にも飲料、パンなど様々な用途に仕向けられ、これらの加工食品の原料として欠かせない品目とされている。

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉や粉乳等を混合したものであり、砂糖の含有率が高く、砂糖と競合する物品である。例えば、砂糖とココア粉を混合したココア調製品はチョコレート菓子の原料等、砂糖と粉乳を混合した粉乳調製品はアイスクリームの原料等として使用される。

本品目は、ウルグアイ・ラウンド合意実施前から関税措置の対象である。なお、砂糖の価格安定制度は、昭和 38 年の砂糖の輸入自由化に対処するため、昭和 40 年に導入された。現在、暫定税率は 24 品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：砂糖（2106.90-221）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	35％又は 27 円/kg のうちいずれか高い税率	24.6％又は 13.3 円/kg のうちいずれか高い税率	52.5％又は 49.7 円/kg のうちいずれか高い税率

例：加糖調製品（1901.90-219）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	35％	20.1％	29.8％

令和７年度の輸入額は 779 億円であり、主な輸入相手国は韓国、タイ、シンガポールである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

砂糖は、国民生活上なくてはならない基礎的食料に位置づけられ、砂糖の原料となる甘味資源作物であるさとうきびは、沖縄県・鹿児島県南西諸島において、他の作物に代替不可能な基幹的作物であり、また北海道のてん菜は、地力確保のために不可欠な輪作体系を支える重要な作物であり、産地の製糖工場とともに地域の雇用・経済を支える重要な役割を果たしている。

一方、我が国には国土条件等の制約から、国産品と輸入品には大きな内外価格差が存在するため、糖価調整制度により、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで、砂糖の安定供給を確保している。

加糖調製品については、平成２年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にあり、また、国産の砂糖に対して価格優位性を有していたところ、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＣＰＴＰＰ」という。）において関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により、国内産糖への支援に影響が生じることが懸念されたことから、総合的なＴＰＰ等関連政策大綱（平成 29 年 11 月 24 日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、ＣＰＴＰＰ発効時に糖価調整制度における調整金の対象に追加された。

当該調整金により、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として価格差が存在している状況にある。

国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与する必要がある。なお、糖価調整制度による調整金を原資とした価格調整を通じ、国産の砂糖価格を抑制している。

また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

本品目は、国内政策上の要請により、ＷＴＯ協定上譲許されている税率よりも暫定税率を低く設定し、両税率の差額の範囲内で調整金が徴収されており、関税以外の制度と一体的に運用されている。また、加糖調製品の暫定税率は、令和２年度改正以降、調整金水準の引上げ見合いで引下げが行われてきた。こうしたことに鑑みるに、その時々の状況や政策的必要性を踏まえて、毎年度、暫定税率の必要性・合理性を見直していくことが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

加糖調製品のうち段階的にＣＰＴＰＰ税率が引き下げられる５品目については、農林水産省から、加糖調製品に係る調整金収入の拡大を可能にし、加糖調製品と国産の砂糖との価格差を更に縮小するため、令和９年度のＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえた、暫定税率の引下げを求める改正要望が提出されたところである。

加糖調製品に係る調整金を拡大する必要性の有無については、糖価調整制度の目的を踏まえ、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産

糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等を基に検討する必要がある。

（参考１）糖価調整制度は、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて、国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としている。

まず、①加糖調製品と国産の砂糖の価格差は依然として認められる。

②輸入量は減少しているが、主な減少要因についてもココア調製品の輸入価格の高止まりや、国産脱脂粉乳の在庫削減対策による値下げを受けた一時的な要因である。③ＣＰＴＰＰの枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い、枠内での輸入量が増加している品目もあることから、今後長期的に加糖調製品全体の輸入量が増加していく可能性も否定できない。

また、④生産者において、甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等の取組が行われている。

さらに、⑤暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により、国産の砂糖の価格が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できる。

これらを総合的に勘案すると、加糖調製品のうち５品目について、令和９年度のＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当であると考えられる。

なお、令和 10 年度以降の暫定税率の設定においては、当該物資を所管する農林水産省に対して、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、検証及び本分科会への報告を求めるとともに、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその在り方の実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることを求める必要があると考えられる。

砂糖及び加糖調製品については、国内産糖の安定的な供給の確保を図るとともに、本品目や本品目を原料に生産される製品を消費者に対して安価に供給する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

また、上記の検討を踏まえ、加糖調製品のうち５品目について、国際約束である令和９年度のＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが

適当ではないか。

III．４．関係国との協議結果を踏まえ暫定税率を設定する必要がある品目

関係国との協議結果を踏まえ、ＷＴＯ協定上譲許されている税率等よりも暫定税率を低く設定している品目は、現在 54 品目である。

これらの品目は、ウルグアイ・ラウンド等における関係国との協議結果に基づき、国定（暫定）税率による関税水準の引下げを行っている。こうした位置づけを踏まえ、延長の必要性及び適用期間を検討する。

III．４．１．水産物

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

あかいか等（冷凍）、たら・すけそうだらのすり身（冷凍）、たらの卵（冷凍）及びさば（冷凍）が暫定税率の対象となっている。

あかいか等（冷凍）は、刺身、さきいかやくん製に使用される。また、たら・すけそうだらのすり身（冷凍）は、すけそうだらやまだら等の採肉を水にさらし、裏ごしした後に変性防止剤として糖類などを添加し凍結したもので、主にかまぼこなどのねり製品の原料として使用される。

これらの品目は、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、ＷＴＯ協定上譲許されている税率の引下げを行わず、国定（暫定）税率により関税水準を引き下げることで合意した。現在、暫定税率は６品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：すけそうだらのすり身（冷凍）（0304.94-010）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	10％	4.2％	6％

令和７年度の輸入額は 1,247 億円であり、主な輸入相手国は米国、ロシア、ノルウェーである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

いかは、北海道、青森県、長崎県等の全国の広い範囲で水揚げがある。すけそうだらは、ほとんどが北海道で、さばは、沖縄県を除く全国各地で漁獲されている。

いかの国内生産は、海水温の変化に伴う漁場の移動や資源量の減少等により、近年不漁が続いている。また、すけそうだら、たら、さばについても、日本の沿岸・沖合漁業の主要水産物であるが、国内生産量は近年低調に推移して

いる。

いかについては、近年不漁が続く中、国内漁獲高は近年低水準となっており、国産価格が上昇している一方で、国内におけるいかの需要は堅調であることから、消費者に対してより安価な輸入品を供給する必要がある。

また、すけそうだら及びたらの国内漁獲高は近年低調に推移しており、国内需要を国内生産で賄えていない状況にあることから、消費者に対して安定的に輸入品を供給する必要がある。

（参考１）いかの漁獲量：5.5 万トン（令和７年）
あかいか（冷凍）の輸入量：0.3 万トン（令和７年度）
ヤリイカ等（冷凍）の輸入量：1.3 万トン（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）
（参考２）すけそうだらのすり身の輸入量：10.3 万トン（令和７年）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

これらの品目の税率水準は、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づくものであり、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

関係国との協議結果を実施するため、国定（暫定）税率による関税水準の引下げを行うという位置づけに鑑み、国内産業や消費者等の状況、国際的な動向を踏まえて、毎年度、暫定税率設定の必要性・合理性やその水準を検討することが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

水産物については、国産品だけでは国内需要を賄えないため、安価な輸入品が無制限に国内に流入することを防ぎ、生産者を保護するとともに、水産物を消費者に対して安定的に供給する必要があること、また、関係国との協議結果を実施する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.４.２. 牛肉

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

我が国においては、経済成長及び食生活の欧米化に伴い、動物性タンパク質摂取量が増加傾向で推移してきており、令和６年度において牛肉の消費量は一人当たり 5.9kg/年となっている。また、輸入品は、生鮮・冷蔵が約４割、冷凍が約６割で、用途は主に外食や中食向けとなっている。

本品目は平成３年に輸入自由化。ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、国定（暫定）税率によってＷＴＯ協定上譲許されている税率よりも低い水準に関税を引き下げることで合意した（あわせて、関税の緊急措置が導入されたものの、各種ＥＰＡ等の締結に伴い、緊急措置の適用対象がほぼなくなったことから、現在は措置されていない）。現在、暫定税率は６品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	50%	38.5%	50%

令和７年度の輸入額は 4,861 億円であり、主な輸入相手国は豪州、米国、ニュージーランドである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

肉用牛の飼養頭数は、九州地方が全体の４割以上であり、続けて北海道、東北地方が多い。南九州には稲作に不向きなシラス台地が広く分布しており、肉用牛の飼料にも利用可能なさつまいもやとうもろこしが栽培されてきたこと、温暖な気候と豊かな水源を有していること等から、九州地方は歴史的に肉用牛の肥育が盛んである。

生産者において生産コストの削減や高付加価値化等に要する施設整備及び機械導入を通じて１戸あたりの飼養規模拡大への取組が行われているものの、我が国は、土地利用面で制約が大きく、主要な牛肉輸出国である米国、豪州、南米と比べて生産条件に著しい不利がある。特にホルスタイン種等の乳用種の国産牛肉は、品質及び価格ともに輸入牛肉と競合関係にある。

国産牛肉の安定供給を確保するとともに、輸入牛肉を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考１）国内生産量（牛肉）：35.0 万トン（令和７年度）
輸入量（牛肉）：50.8 万トン（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

本品目の税率水準は、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づくものであり、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

関係国との協議結果を実施するため、国定（暫定）税率による関税水準の引下げを行うという位置づけに鑑み、国内産業や消費者等の状況、国際的な動向を踏まえて、毎年度、暫定税率設定の必要性・合理性やその水準を検討するこ

とが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

牛肉については、国産品の安定供給を確保するため、生産者を保護するとともに、輸入牛肉を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、関係国との協議結果を実施する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.４.３. 豚肉

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

我が国においては、動物性タンパク質摂取量が増加傾向で推移してきており、令和６年度において豚肉の消費量は一人当たり 13.2kg/年となっている。また、輸入品は、生鮮・冷蔵が４割弱、冷凍が６割強で、生鮮・冷蔵は主に精肉、冷凍は主に加工食品や外食向けに使用されている。

本品目は昭和 46 年に輸入自由化。ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づき、国定（暫定）税率によってＷＴＯ協定上譲許されている税率よりも低い水準に関税を引き下げることで合意した（あわせて、関税の緊急措置が導入されたものの、各種ＥＰＡ等の締結に伴い、緊急措置の適用対象が少ないことから、現在は措置されていない）。現在、暫定税率は 41 品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：豚肉（冷凍・その他・部分肉）

（課税価格が 64.53 円/kg 以下のもの）（0203.29-023）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	5%	482 円/kg	482 円/kg

（課税価格が 64.53 円/kg を超え、524 円/kg 以下のもの）（0203.29-024,-025）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	5%	1kg につき部分肉に係る基準輸入価格（546.53 円）と課税価格との差額	482 円/kg

（課税価格が 524 円/kg を超えるもの）（0203.29-022）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	5%	4.3%	4.3%

令和７年度の輸入額は 6,299 億円であり、主な輸入相手国はカナダ、米国、スペインである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

豚肉の主産地は、南九州、関東や北海道である。生産者において衛生管理の改善や飼養管理技術の向上等により生産性の向上に向けた取組が行われているものの、国内で飼養されている豚のほとんどが外国由来の原種やそれらを交配したものであるため、国産品と輸入品の間で品質面での差別化が図りにくく、品質及び価格ともに輸入豚肉と厳しい競合関係にある。

国産豚肉の安定供給を確保するとともに、輸入豚肉を消費者に対して安価に供給する必要がある。

（参考１）国内生産量（豚肉）：89.7 万トン（令和７年度）
輸入量（豚肉）：94.6 万トン（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（農林水産省）

本品目の税率水準は、ウルグアイ・ラウンドにおける関係国との協議結果に基づくものであり、今後も引き続き協議結果を実施する必要がある。また、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、暫定税率の取扱いを検討する際は、国際交渉の状況を注視する必要がある。

関係国との協議結果を実施するため、国定（暫定）税率による関税水準の引下げを行うという位置づけに鑑み、国内産業や消費者等の状況、国際的な動向を踏まえて、毎年度、暫定税率設定の必要性・合理性やその水準を検討することが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

豚肉については、国産品の安定供給を確保するため、生産者を保護するとともに、輸入豚肉を消費者に対して安価に供給する必要があること、また、関係国との協議結果を実施する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.４.４. 紙巻たばこ

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

刻んだたばこ（植物）の葉を紙で巻いてあるたばこであり、吸い口の部分にニコチン、タールなどを吸収するフィルターがついたものが主流である。

本品目は、昭和 61 年の日米たばこ協議の合意に基づき、紙巻たばこの暫定税率を無税とする一方で、ＪＴによる紙巻たばこの製造独占及び国産葉たばこの実質的な全量買取りを行っている。現在、暫定税率は１品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	8.5%及び290.7円/1,000本	無税	8.5%及び290.7円/1,000本

令和７年度の輸入額は1,595億円であり、主な輸入相手国はインドネシア、セルビア、米国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

たばこ事業法において日本たばこ産業株式会社（ＪＴ）による国内での製造独占が規定されており、紙巻たばこの原料として生産された国産葉たばこは、同法において、同社による実質的な全量買取りが義務付けられている。

紙巻たばこの原料となる国産葉たばこは、東北・九州地方の中山間地でも栽培が可能であり地域によっては主産品となっている。生産コスト削減等の取組を行っているものの、乾燥作業等により、他作物に比べ時間労働を要し、人件費が高い我が国では労働費が嵩み価格面での国際競争力が乏しい。葉たばこ農家を含む我が国たばこ産業の保護のため、ＪＴによる国内葉たばこの実質的な全量買取りと同社の競争力確保のための同社による紙巻たばこの製造独占が必要とされている。ＪＴによる紙巻たばこの製造独占及び国産葉たばこの実質的な全量買取りを維持するためには、昭和61年の日米たばこ協議の合意の実施が必要となる。

（参考）国内生産量（紙巻たばこ）：492億本（令和７年度（推定））
輸入量（紙巻たばこ）：290億本（令和７年度）
※　出所　令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（財務省）

関係国との協議結果を実施するため、国定（暫定）税率により税率の引下げを行うという位置づけに鑑み、国内産業や消費者等の状況、国際的な動向を踏まえて、毎年度、暫定税率設定の必要性・合理性やその水準を検討することが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

紙巻たばこについては、日米たばこ協議に基づき暫定税率を無税とする一方で、日本たばこ産業株式会社による紙巻たばこの製造独占及び国産葉たばこの実質的な全量買取りを維持することで、葉たばこ農家を含む我が国たばこ産業を保護する必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.５．産業政策上の要請を踏まえ暫定税率を設定している品目

産業政策上の要請を踏まえ、基本税率等を下回る水準の暫定税率を規定して

いる品目は、現在８品目である。

産業政策上の要請を踏まえて設定される税率という性質上、これらの品目の暫定税率の延長の必要性及びその適用期間を検討する際には、政策的必要性、国内産業、国内需要及び国際市況の状況等について、その時々の動向や見通しを特に勘案する必要がある。

III.５．１．エタノールのうちバイオマスから製造したものであって、エチルーターシャリーブチルエーテル（ＥＴＢＥ）の製造の用に供するもの（以下「バイオエタノール」という。）・エチルーターシャリーブチルエーテル（ＥＴＢＥ）のうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「バイオＥＴＢＥ」という。）

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

バイオエタノールとは、サトウキビ等の有機資源であるバイオマスを原料に、発酵、蒸留させて作られるエタノールであり、ガソリンに混ぜ合わせて使用することで、自動車からの二酸化炭素の排出を減らすことができる。

バイオＥＴＢＥとは、バイオエタノールと、ガソリンの精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物であり、エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、ガソリンになじみやすい性質を持っている。バイオエタノールは添加剤である当該ＥＴＢＥに加工されて混合される。

バイオＥＴＢＥは平成 20 年度以降、バイオエタノールは平成 28 年度以降、それぞれ関税率を暫定的に無税化。現在、暫定税率は２品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

バイオエタノール

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	10%	無税	27.2%

バイオＥＴＢＥ

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	4.6%	無税	3.1%

令和７年度の輸入額は 1,971 億円であり、主な輸入相手国は米国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

バイオエタノールについては、国内では商用規模の生産が行われていない

ことから、主にブラジルや米国からの輸入に依存している。バイオＥＴＢＥについて、① バイオエタノールを輸入して国内でバイオＥＴＢＥに合成する形態と、② 海外で合成されたバイオＥＴＢＥを直接輸入する形態の２種類存在しており、後者②の場合、主に米国から輸入を行っている。

一方、輸入に依存している状況等を踏まえ、経済産業省において、非食料資源を原料とする次世代バイオエタノールの導入促進策として、国内事業者による商業生産に向けてインセンティブを付与する取組等(注)が行われている。

（注）「エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準」（経済産業大臣告示）において、2023 年度から 2027 年度までの５年間の石油精製業者によるバイオエタノールの利用の目標量の総計は、各年度ごとに原油に換算した量で 50 万 kl、2028 年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量は各年度ごとに１万 kl とされており、また次世代バイオエタノールの利用量は実導入量の２倍にカウントできることとされている。

（参考）バイオエタノール 輸入量：3.5 万ｋｌ（令和７年度）
バイオＥＴＢＥ 輸入量：187.9 万ｋｌ（令和７年度）
※ 出所 令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（経済産業省）

第７次エネルギー基本計画（令和７年２月）において、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、ガソリンについて 2030 年度までにバイオエタノールの最大濃度 10%の低炭素ガソリンの供給開始を目指し、2040 年度から最大濃度 20%の低炭素ガソリンの供給開始を追求するとされているところであり、低炭素ガソリンの市場価格を押し下げ、利用者負担を低減することで、普及を促進する必要がある。

国産の次世代バイオエタノールの普及の見通し等を踏まえ、暫定税率の設定の必要性やその水準を検討する必要があることから、毎年の見直しを行うことが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

バイオエタノール（バイオＥＴＢＥ製造用）、バイオＥＴＢＥについては、国内では商用規模の生産が行われていないが、ガソリンについては 2030 年度までにバイオエタノールの最大濃度 10%の低炭素ガソリンの供給開始を目指し、2040 年度から最大濃度 20%の低炭素ガソリンの供給開始を追求するとされているところ、今後国産化が実現された場合には、海外への輸入依存度を低減することが可能となることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.５.２. エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したポリエチレン

（以下「バイオポリエチレン」という。）

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

バイオポリエチレンは、植物等の再生可能な有機資源であるバイオマスを原料とするプラスチックの代表的なものであり、ゴミ袋やラップフィルム等に使用される。バイオポリエチレンの生産及び処分による二酸化炭素排出量は、石油由来のポリエチレンの二酸化炭素排出量よりも約 70%少ないという試算があり、二酸化炭素排出量削減に有効な手段として使用されている。

本品目には平成 31 年度から関税率を暫定的に無税化。現在、暫定税率は５品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

例：バイオポリエチレン（3901.10-061）

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	22.4 円/kg	無税	6.5%

令和７年度の輸入額は 27 億円であり、主な輸入相手国はブラジルである。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

我が国においては、バイオポリエチレンの原材料となるバイオエタノール（サトウキビ・トウモロコシ由来）の多量かつ安定的な確保が困難であり、また、バイオエタノールからバイオポリエチレンを製造するための設備投資やその工程のコストが高いため、国内におけるバイオポリエチレンの商業生産は行われていない。

そうした中で、バイオマスプラスチックの国内生産を実現するために経済産業省により技術開発に寄与する施策が講じられてきているところである。

地球温暖化対策計画（令和７年２月 18 日閣議決定）、第五次循環型形成推進基本計画（令和６年８月２日閣議決定）において、令和 12 年度までに約 200 万ｔの CO2 排出量を廃棄物関連で削減することとし、その具体的施策として、バイオマスプラスチックを同量程度導入することが目標として掲げられている。これに基づき、バイオマスプラスチック類の普及を促進しているところであり、バイオポリエチレンを原料とした関連製品の市場価格を押し下げ、利用者負担を低減することで、普及を促進する必要がある。

バイオポリエチレンの国産化の見通し等を踏まえ、暫定税率の設定の必要性やその水準を検討する必要があることから、毎年の見直しを行うことが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

バイオポリエチレンについては、現在国内において商業生産はない状態であるが、二酸化炭素を削減する具体的施策として、バイオマスプラスチックの導入目標が掲げられ、経済産業省による技術開発に寄与する施策も講じられていることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

III.５.３．リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（以下「ＬｉＢＯＢ」という。）

（１）現状（恩恵の規模・適用実態等）

ＬｉＢＯＢは電気自動車等に使用されるリチウムイオン電池（ＬＩＢ）用の電解液に使用される添加剤であり、ＬＩＢの寿命と出力を向上させる効果を持つ化学品である。

本品目は令和７年度より暫定無税化。現在、暫定税率は１品目に設けられており、関税率は次のように定められている。

	基本税率	暫定税率	ＷＴＯ協定税率
税率	4.6%	無税	3.1%

令和７年度の輸入額は輸入者数が僅少のため非公表であるが、主な輸入相手国は中国、韓国である。

（２）検討（国内産業、消費者等の利益及び国際交渉との関係、適用期間等）

我が国はリチウムの産出国ではなく、当該品目の主な原料である水酸化リチウム、炭酸リチウム及びホウ酸のいずれも全量を輸入しているため、仮に国内生産を行ったとしても、コストの観点で他国に対する競争力を確立することは困難な状況にある。そのため、現時点で本品目の国内生産は行われていない。他方、ＬＩＢを含む蓄電池のサプライチェーンに係る物資については、そのコスト競争力強化のため、安定的な供給の確保が必要である。

我が国においては、国際公約である「2050 年カーボンニュートラル実現（注１）」、「2035 年までに新車乗用車で電動車 100%を実現（注２）」といった目標が掲げられており、それらの達成に向け、自動車産業において本品目は引き続き高い国内需要が見込まれる。そのため、仕入れに係るコストを低減し、ＬＩＢを製造又は使用する国内産業の競争力強化を図る必要がある。

（注１）第 203 回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説より

（注２）2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略より

リチウムイオン電池関連サプライチェーンの将来的な展開の見通しを踏まえ、暫定税率の設定の必要性やその水準を検討する必要があることから、毎年の見直しを行うことが適当であると考えられる。

（３）改正の方向性

リチウム＝ビス（オキサラト）ボラート（ＬｉＢＯＢ）については、現在当該品目の国内生産者は存在せず、当分の間は国産化の可能性が低いことから、引き続き全量を輸入する状況が続くと予想される一方で、代替品の開発・生産支援を将来的に行う可能性も含めて、リチウムイオン電池関連サプライチェーンの将来的な展開をよく見極める必要があることから、暫定税率を延長し、その適用期間を１年とすることが適当ではないか。

Ⅳ. 改正の方向性（総括）

品目ごとの検討を踏まえ、現在措置されている全404品目の暫定税率のうち、令和９年度関税改正において、

・131品目について、適用期限を令和10年度末まで２年延長
・273品目について、適用期限を令和９年度末まで１年延長

とすることが適当ではないか。具体的な品目は表１のとおり。

また、加糖調製品のうち５品目については、国際約束である令和９年度のＣＰＴＰＰ税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援の原資となる調整金の拡大が可能となるよう、暫定税率を引き下げることが適当ではないか。

（表１）延長の対象品目と適用年数

品名（品目数）	輸入額	関税減収規模 ※１	調整金等対象	関割等対象	SSG等対象
適用期限を２年延長（令和 10 年度末まで）					
落花生（３品目）	77 億円	０円		○	○
豆類（９品目）	122 億円	０円		○	○
こんにゃく芋（１品目）	0.02 億円	０円		○	○
乳製品（ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税割当品目）（67 品目）※２	505 億円	０円		○	○
皮革・革靴（51 品目）	151 億円	０円		○	
適用期限を１年延長（令和９年度末まで）					
でん粉・コーンスターチ用とうもろこし（14 品目）	1,277 億円	514 億円	○	○	○
繭、生糸（２品目）	13 億円	１億円		○	○
とうもろこし（コーンスターチ用を除く。）（３品目）	148 億円	50 億円		○	
麦芽（２品目）	477 億円	14 億円		○	
ナチュラルチーズ（３品目）	228 億円	54 億円		○	
無糖ココア調製品（１品目）	11 億円	３億円		○	
トマトピューレー・トマトペースト（１品目）	14 億円	２億円		○	
パイナップル缶詰（２品目）	63 億円	８億円		○	
米及び米調製品（38 品目）	1,020 億円	0.3 億円	○	○	○
麦及び麦調製品（76 品目）	2,944 億円	０円	○	○	○
指定乳製品等（45 品目）	236 億円	０円	○	○	○
砂糖及び加糖調製品（24 品目）	779 億円	３億円	○		
水産物（６品目）	1,247 億円	23 億円			
牛肉（６品目）	4,861 億円	７億円			○
豚肉（41 品目）	6,299 億円	0.2 億円			○
紙巻たばこ（１品目）	1,595 億円	214 億円			
バイオエタノール・バイオＥＴＢＥ（２品目）	1,971 億円	63 億円			
バイオポリエチレン（５品目）	27 億円	２億円			
ＬｉＢＯＢ（１品目）	輸入者僅少につき非公表	0.04 億円			

※１　令和７年度の輸入額又は輸入量につき、仮にＷＴＯ協定税率やＥＰＡ税率等が適用された場合の関税収入額と暫定税率が適用された関税収入額の差額を機械的に算出したもの。暫定税率以外の税率が適用されることとなった場合の輸入数量及び金額の変動は考慮していない。なお、調整金、納付金及び売買差額のあるものについては、それらを考慮し算出。

※２　学校給食用及び飼料用脱脂粉乳（関税割当制度の対象であるが、国家貿易制度の対象ではない。）の枠外税率として設定されている暫定税率２品目を含む。これらの枠内税率は、枠内の暫定税率に対応する形で設定されており、一体の取扱いが適当であると考えられるため。この２品目は調整金等（畜安法に基づく売買差額を考慮して算定）の対象である。

2	特別緊急関税制度の取扱い

Ⅰ．経緯

特別緊急関税制度（Special Safeguard：ＳＳＧ）とは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化措置に伴う輸入急増時等の安全弁として、輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、それぞれ関税率の引上げを行うものである。

ＳＳＧについては、適用期間を１年として、毎年度の関税改正において適用期限の延長を行ってきたところである。

令和９年３月 31 日にＳＳＧの適用期限が到来することから、その後の取扱いについて検討する必要がある。

Ⅱ．検討

ＳＳＧは、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品について、関税化の代償に、農産品の輸入急増時等の安全弁として設けられた制度であることから、国際交渉の状況等を踏まえて検討を行う必要がある。

ＳＳＧの対象はウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品全てであり、ＷＴＯドーハ・ラウンドが決着していないこと等を踏まえ、国際交渉の状況を注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることから、本制度についても適用期限を１年延長することが適当であると考えられる。

Ⅲ．改正の方向性

ＳＳＧについて、適用期限を１年延長することが適当ではないか。